

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 51 号

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 64 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「802,000 円」を「820,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。